

(旧) 訪問型サービスの人員、設備等の基準

※平成28年4月1日～令和6年5月31日

項目	①介護予防型	②介護予防緩和型	③生活援助型	④住民主体活動型
サービスコード	A 3	A 3	A 3	—
実施方法	指定	指定	指定	委託
管理者	・常勤1名 ・専従。ただし、支障のない場合、兼務可	・1人（非常勤可） ・兼務可		
従事者	人数	常勤換算2.5人以上	必要数（サービスが賄える人数）	
	資格	①介護福祉士 ②介護職員初任者研修修了者	身体介護に従事する場合のみ 現行サービス型の資格要件を適用	不要
サービス提供責任者の資格	①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者	従事者であれば可。 ※（仮称）訪問事業責任者		不要
設備	サービス提供に必要な設備・備品の設置			
	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画		事業の運営に必要な広さを有する区画	
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供			
利用者の安全配慮	保険加入の義務			
心身の状況等の把握	必要		必要（一部緩和）	
利用者に関する市への通知	・要支援状態の程度を増進又は要介護状態になったとき ・不正な行為により保険給付を受けようとするとき			
利用者のモニタリング	1ヶ月に1回	3ヶ月に1回		不要

(新) 訪問型サービスの人員、設備等の基準

※令和6年6月1日から

項目	①介護予防型	②介護予防緩和型	③住民主体活動型
サービスコード	A 2	A 3	—
実施方法	指定	指定	委託
管理者	<ul style="list-style-type: none"> 常勤1名 専従。ただし、支障のない場合、兼務可 	<ul style="list-style-type: none"> 1人（非常勤可） 兼務可 	
従事者	人数	常勤換算2.5人以上	必要数（サービスが賄える人数）
	資格	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②介護職員初任者研修修了者 	不要
サービス提供責任者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 	不要	
設備	サービス提供に必要な設備・備品の設置		
	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画	事業の運営に必要な広さを有する区画	
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供		
利用者の安全配慮	保険加入の義務		
心身の状況等の把握	必要	必要（一部緩和）	
利用者に関する市への通知	<ul style="list-style-type: none"> 要支援状態の程度を増進又は要介護状態になったとき 不正な行為により保険給付を受けようとするとき 		
利用者のモニタリング	1ヶ月に1回	3ヶ月に1回	不要